

令和2年4月15日

通所・短期入所サービス事業所 管理者様

堺市長寿社会部介護事業者課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
介護サービス事業所（通所・短期入所サービスに限る。）への要請について

平素は、本市介護保険事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

標記の件について、令和2年4月13日には大阪府知事から新たな措置として「施設の使用制限等」が追加されました。今回の追加措置では、社会福祉施設等につきましては、基本的に「休止を要請しない施設」に位置付けられ、施設の使用制限及び使用停止に係る要請はされておられませんが、同法第24条第9項に基づき、「適切な感染防止対策の協力」と「通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛」が要請されています。

貴事業所におかれましては、上記の趣旨をふまえ適切な対応をいただきますようよろしくお願いいたします。

最後に利用者向けのお願い文書を参考送付いたしますので、適宜ご活用ください。

※ケアプラン、介護報酬の算定に関するQ&Aを4月16日以降に市ホームページに掲載いたしますのでそちらもご覧ください。

【担 当 課】	
(ケアプランと介護報酬の算定) 堺市長寿社会部 介護保険課 (TEL) 072 - 228 - 7513 (Fax) 072 - 228 - 7853	(その他) 堺市長寿社会部 介護事業者課 (TEL) 072 - 228 - 7348 (Fax) 072 - 228 - 7481